入　札　説　明　書

「相模原市立市民・大学交流センターＬＥＤ化修繕」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　手続開始の公告　令和８年１１月１８日（水）

２　業務の概要

（１）契約件名

相模原市立市民・大学交流センターＬＥＤ化修繕

（２）業務内容、契約期間等

別紙契約書及び仕様書のとおり

３　入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成８年４月１日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

（３）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「市暴力団排除条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

（４）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県暴力団排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められないこと。

（５）県暴力団排除条例第２３条第２項に違反したと認められないこと。

（６）市暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

（７）公告日現在、相模原市契約規則（平成４年相模原市規則第９号。以下「契約規則」という。）に基づく令和７・８年度競争入札参加資格者として登録されていること。

（８）別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。

（９）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

（１０）事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

４　問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277　相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相模原市市民局市民協働推進課
電　話　０４２－７６９－９２２５（直通）
ＦＡＸ　０４２－７５４－７９９０
Ｅメールアドレス　shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp
ホームページURL　https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/

５　入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

（１）提出書類

ア　競争参加資格確認申請書（別紙）
イ　同種業務実績調書（別紙）
※　同種業務を履行したことがわかる契約書の写し等を添付

（２）提出方法及び提出期限

郵便での提出を可能とする。郵便提出の場合は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「４　問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)。なお、提出期限は１１月２５日（水）（直接提出の場合は午後５時）必着とする。

（３）提出場所

提出先（郵送先）
「４　問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出又は郵送すること。

（４）入札参加資格の有無については、電子メールにより通知する。
（５）入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。
（６）競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

６　入札・開札の日時等に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

（１）入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。
提出期限は１２月１５日（火）必着とする。
（２）別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「０００～９９９」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること。
（３）入札書は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。

（４）郵送した日に「４　問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで)。
（５）送付先は、「４　問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。
（６）持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
（７）入札執行回数は、原則として１回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を１回行う。その場合は開札日から起算して７日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を電子メールにて送付する。
　なお、１回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は１回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
（８）最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札)」のとおりとする。

７　入札参加資格の喪失に関する事項
（１）入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。
（２）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「４　問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式１)」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、電子メールにより提出すること。

８　入札説明書（仕様書等）に関する事項
（１）入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札等新着情報」からダウンロード可。
（２）ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。
（３）質問及び回答
　質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。
　※　質問は、別紙「質問回答書」により作成し、電子メールにより提出すること。
　※　回答は、全ての入札参加者に電子メールにより送付する。
（４）質問は、上記（３）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

９　入札保証金に関する事項
　契約規則第８条第３号により免除とする。

１０　入札金額の記載に関する事項
（１）入札金額は、履行期間全体の総額とすること。
（２）入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって契約金額とする。
（３）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札金額とすること。

１１　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

（１）政令第１６７条の４に定める入札参加資格のない者がした入札

（２）契約規則第１６条に該当する入札又は同規則に違反した入札

（３）次に掲げる不備があった入札書

ア　入札者等の記名がないもの

イ　金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ　誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ　案件名の記載がないもの

オ　「６　入札・開札の日時に関する事項」（１）の期限までに到達しないもの

カ　封筒に入札書を２通以上入れたもの

キ　「６　入札・開札の日時に関する事項」（１）で記した書留郵便で送付していないもの

ク　「６　入札・開札の日時に関する事項」（３）で記した二重封筒にしていないもの

ケ　その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

１２　落札者の決定方法に関する事項

（１）予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（２）原則として、落札者の決定は開札日とする。

（３）最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。

（４）入札執行回数は、原則として１回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を１回行う。その場合は開札日から起算して７日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、１回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は１回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

（５）落札者決定通知書は電子メールにより通知する。

１３　契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の１００分の１０以上を契約時までに納付すること。ただし、契約規則第３４条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

１４　入札の中止等に関する事項

（１）入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

（２）開札した後であっても、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることが

ある。
（３）入札参加者がない入札については、中止とする。
（４）入札を中止、延期又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
（５）入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

１５　支払方法に関する事項

別紙契約書及び仕様書のとおり検査・検収終了後、請求に基づき支払う。

１６　開札に立ち会う者に関する事項

入札者の立会いは要しない。

１７　異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

１８　その他

（１）契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
（２）落札決定後、契約締結までの間に、「３　入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
（３）談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成１６年６月１日施行）によるものとする。
（４）この入札説明書に規定のない事項については、契約規則によるものとする。

相模原市　市民局　市民協働推進課
電　話　０４２－７６９－９２２５
ＦＡＸ　０４２－７５４－７９９０